（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

附則第十条第三項中「令和元年度」を「令和二年度から令和六年度までの各年度」に、「当該」を「各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁し、又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第三十二条の規定による改正前の附則第四条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てるため、当該」に改める。

附則第十一条第一項中「から第四項まで」を削り、「同条第六項」を「同条第三項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　前条の規定による改正前の特別会計に関する法律（次項において「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

２　旧特別会計法附則第四条第二項の規定による借入金の同条第五項に規定する償還期限については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条及び第九条中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第二項中「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同条第三項中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五号中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同条第四項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十一条第一項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「元年経過措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号ロ及びハ中「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号ロ中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に、「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同号ハ中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十二条中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年旧地方税法」を「元年旧地方税法」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十六条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十七条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十九条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十三条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二十五条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百八十一条第一項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十六条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号の四中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第五号の四の二中「平成三十二年三月一日」を「令和二年三月一日」に改め、同条第五号の五中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四条第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第六条第一項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第三項中「平成三十三年度及び平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第五項中「三十一年旧法」を「元年旧法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十七条第二項及び第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第四項中「三十一年旧法」を「元年旧法」に、「平成三十一年十二月」を「令和元年十二月」に改める。